

Etichi Motono

*Conflict and Cooperation in Sino-British
Business, 1860-1911: The Impact of
the Pro-British Commercial Network
in Shanghai*

村上 衛

本書の著者、本野英一氏は近代中國經濟史研究において尖鋭な問題意識をもち、積極的に議論を提起してきたことで知られる。本書は氏がオックスフォード大學に提出した博士論文に加筆・修正を加えたものである。著者によってイギリス外交文書の世界に導き入れられた評者にとって、著者の既發表文獻で引用されていた博士論文の公刊は待望してやまないものであった。まずは、本書の刊行を慶賀したい。

周知のように、近二十年、世界の中國研究における日本の地位は一變した。現代中國語及び英語の重要性が一層増すなかで、歐米人中國研究者の日本留學は激減し、日本語で著された研究が諸外國の研究者に讀まれることも著しく減少している。近年、日本人研究者の中國語を用いた発信は進みつつあるが、英語圏の歴史研究に對しては十分アピールできない狀況にある。かかる狀況下で日本の中國研究の成果をふまえた本書がイギリスで出版された

ことは高く評價されるべきである。

もとより、淺學非才の評者に本書を的確に書評出来る能力はない。しかしながら、公刊後時日が経過したにもかかわらず、本書の研究史上劃期的な意義が日本の學界で十分理解されているといえない。そこで本評では本書の内容紹介を中心に書評を試みた。

本書の「序」で著者は、明末以降の中國商業史の特徴を同郷商人團體による取引ないし職業の獨占にあるととらえる。そしてその商人團體が太平天國後から二〇世紀初頭にかけて團結力を喪失して再編を餘儀なくされ、商會の誕生として歸結したという本書の概要を示す。しかし、著者によれば、從來の研究は上記の過程全體を正確に把握するのに失敗した。そこで著者は、中國語史料と英文史料を併用する意義を強調し、史料としては一九世紀上海におけるイギリス商人と中國人商人團體の商業紛争の記録を重視する。

續いて著者は、本書を貫くテーマである中國人商人の經濟原理として、商人團體の獨占權が附加稅徵收の見返りに政府から保證されてきたことを挙げ、本書で扱う太平天國後の時期は釐金徵收のために清朝地方官が商人團體を再編して統制したとみなす。そして、このシステムが一八八〇年代末に不平等條約特權を利用した中國人買辦によって崩壊したことを指摘し、如何なる歴史的狀況の下で中國人買辦による商業コネクションの確立・發展が可能であったのか、商業コネクションの維持において誰がイニシアティブを取り、有力商人團體の團結力崩壊後に何がおこったのかを

本書の課題とする。

一方で著者は、中國人商人に對峙するイギリス側の經濟原理としては自由貿易を擧げ、中英間の條約によりイギリス臣民がその原理に従ひ經濟行爲を行う權利が規定されたとする。そして、一八六〇年代以降の同郷商人團體再編により、結果として中英二つの經濟原理が並存することになった。この二つの原理の並存問題における主役が上海絲業會館と上海潮惠會館という中國人商人團體であつた。以下、この問題に關する各章の位置づけを示したうえで、著者は一旦廢棄された「西洋の衝擊に對する中國の反應」という概念を再評價し、中國における不平等條約體制の意味の再考を圖る（二三頁）という本書の大きな狙いを明らかにして「序」を結ぶ。

本書は三部からなる。第一部「中英商業關係における諸問題」第一章「債務焦げ附き問題」では中英天津條約締結後に問題となつた中國人買辦・商人の債務焦げ附き處理の問題を取り上げる。この問題はイギリス商人が如何にして輸出貿易における買辦らの債務保證を回避し、買辦らから輸入貿易の債權を回收するかということにあつた。當時、内地の事情に疎かつたイギリス商人は買辦や中國人ディーラーに輸出品買い付けや、莊票による輸入品の信用買いを依存していたが、買辦はその莊票を利用して私的ビジネスを行つていた。一八六六年十一月の恐慌の際にイギリス商人はそれに氣づき、買辦の雇用者に對する法的義務と責任を定義しようとした。これがジャーディン・マセソン商會 (Jardine, Matheson & Co. 以下「JM商會」と略稱) とその買辦 E. kee との民事訴訟であつた。

この訴訟を双方の妥協に終わらせた駐上海イギリス領事は、一八六七年一月に上海商業會議所と「有力中國商人ギルド」の監督する組織への買辦登録を提起したが、上海絲業會館と上海道臺は中國人商人團體の團結を失わせるとしてこれを拒否した。同年六月、絲業會館が定めた生糸取引に關する章程は、生糸取引を中國人生糸商人に獨占させるもので、郵便汽船出航前の生糸代金支拂いを強制されたイギリス商人は苦況に陥つた。一方、一八六九年のスエズ運河開通と翌年の香港—上海—ロンドン間の電信開通という「交通革命」がおこると、イギリス商人は海外の情報を入手して輸出品に關する中國人商人との契約を支拂前に破棄可能になり、海外情報を手に入れない中國人商人は多大な損害を被つた。この對立狀況は、一八七五年に絲業會館側がイギリス商人を妥協させ、生糸取引の新章程が定められたことで終つた。新章程によつて決済システムが確立し、當面の紛争は回避されたが、中國人商人が内地市場における輸出入品の生産と販賣を實質的に統制し、イギリス商人は條約港内で中國人ディーラーの代理人となることを餘儀なくされた。結局、アロー戦争以後にイギリス商人は中國の外國貿易で主導權を掌握できず、彼等は買辦の負債の保證人となることを回避するための決済システムの改善のみを行つた。諸條約の條項はイギリス商人が中國で「自由貿易」を行うのには効果的ではなかつたのである。

第二章「三連單問題」では、前述の二つの原理が衝突する場として内地諸税と釐金に關する外交交渉を取り上げる。この交渉の背景には中英天津條約第二八條とその附屬關稅規則第七條によつて、輸出品を條約港に搬送する場合とアヘンを除く輸入品を條約

港から内地に搬送する際に、子口半税を支拂えばその他の税を免除されるという子口半税特権があった。交渉で問題となったのは第一にイギリス商人が内地諸税を支拂うかどうかで、第二にはイギリス商人が内地諸税や釐金の支拂いを避けたい中国人商人に對して、子口半税特権に基づく免稅證明書（後の三連單）を違法に販賣していることであつた。交渉は一八六一年一月に合意に達して章程が定められたが、中英商人間の違法な三連單賣買防止には効果がなく、一八六七年から一八七〇年代初頭にかけて長江下流域では三連單の使用が擴大した。清朝地方官は、子口半税特権は外國人が輸出商品を内地で購入する場合のみに適用されるとみなし、上海と鎮江の道臺が三連單の發行を停止したため、「自由貿易」を主張するイギリスとの外交問題となつた。一八七七年一月になると、三連單亂用防止のために鎮江で「鎮江ルール」とよばれる章程が策定され、一八七九年の上海への導入にイギリス領事も同意した。しかし、イギリス以外の歐米列強と總理衙門との交渉は一八八二年四月に決裂し、中國人による三連單の濫用は續いた。

以上の第一部で示されたように、天津條約に基づく中英商業關係はイギリス商人と中國の官僚双方にとって不満足なものであつた。そして、この商業關係における主役は外國商社の富と子口半税特権を利用する機會を得た中國人商人であつた。これら中國人商人の活動がもたらした紛争の結果、有力中國人商人團體と地方官は外國人商人を條約港の租界に封じこめ、外國商人はこれを受け入れる限りにおいて安全に商業活動ができた。

しかし、一八八〇年代になると、イギリス商人は自らの主導に

よる中國の生糸産業における生産・販賣システム改善とインド産アヘンの「自由貿易」實現を圖り、中國人商人との深刻な商業紛争を引き起こす。これが第二部「上海における中英商業紛争」である。

第二部第三章「外國製糸業をめぐる紛争」では、JM商會による製糸工場の設立をめぐる問題が取り上げられる。一八六〇年代に製糸工場（怡和絲廠）設立に失敗したJM商會は、問題が安價で良質な繭の調達にある考え、イギリス商人ないし中國人買辦による内地での繭買付けを開始した。彼らは子口半税特権によって釐金を支拂う必要がなかったため、繭取引の獨占とそれによる釐金収入によって結びついた上海絲業會館、清朝地方官及び郷紳に脅威を與えた。そこで、浙江省富陽縣知縣が三連單を用いた繭買付けを妨害したために外交問題になつた。在上海イギリス領事は個人的合意に過ぎなかつた。富陽縣知縣の妨害から、JM商會は買辦や中國人協力者への依存なしに中國では何もできないと考えた。そこで先述の買辦の債務焦げ附きが問題となり、イギリス人商人は上海の共同租界にイギリス株式會社法を導入することにより、有限責任制による買辦の債務保證迴避を試みたが實現せず、在華イギリス商社は有限會社を香港ないしイギリス本國で登録することを餘儀なくされた。

一方、イギリス株式會社法の上海租界への擴大による有限責任制の導入を見越し、アイブソン商會（Iverson & Co.）とJM商會は上海における機械製糸工場（怡和絲廠）再建を準備したが、そこで活躍したのが徐鴻達等の買辦であつた。彼等は江蘇省養蠶

地帯において三連單を利用して繭買い付けを有利に進め、かつ薛福成の息子薛南溟などの養蠶地帯の地主とも結びついた。上海絲業會館はこうした商業機構の成功による中國人商人社會の秩序崩壊を恐れたが、浙江商人の團體たる彼らの政治的影響力は江蘇省に及ばず、また李鴻章の幕僚薛福成の影響力も懸念された。そのため、絲業會館は地方官とともに上海における外國系製糸工場發展の妨害を圖つたが失敗した。次に、絲業會館と地方官は子口半稅特權の妨害によつて英米商社と中國人買辦と江蘇省養蠶地帯の地主を結ぶ商業ネットワークを抑制することを狙い、一八八四年二月、浙江巡撫と浙江稅釐總局は繭の課稅に關する章程を公布した。しかし、J M商會らの要請を受けた在上海イギリス領事の要求により章程の大部分は廢止された。そこで、同年八月に左宗棠と松滬捐釐總局は輸出三連單による内地諸稅逃れを不可能にしようと試みた。これは上記の商業ネットワークに打撃を與え、結局繭取引は地方官の統制下に置かれた。

結果として、外國人製糸工場の繭取引參入問題は、英米商人に落地捐を支拂わせることになった。この落地捐は怡和絲廠には負擔となり、J M商會は乾燥繭のコスト引き下げを餘儀なくされた。しかし、落地捐は徐鴻達と薛南溟の結び付きを破壊することは出来ず、英米商人が落地捐の實質的支拂者となった時、清朝地方官と上海絲業會館は英米商人の買辦による繭買い付けを禁止する口實がなくなり、怡和絲廠の再建が引き起こした紛争は終結した。この紛争の結果、第一に有限責任制によつて香港ないしイングラランドで登録した有限會社に投資する中國人の財産保護が可能になり、第二に買辦を通じて三連單を分配することにより買辦と協力

的な商人團體に釐金を免除させることができるようになった。

第四章「アヘン貿易をめぐる紛争」では、上海租界内に貯藏された輸入インド產アヘンの釐金課稅をめぐるイギリス商人と上海潮惠會館の紛争を扱う。一八六〇年代以降、インド產アヘンの輸入は中國產アヘンの生産擴大により不振に陥り、これが中英間の紛争を引き起こした。交渉の末、一八八五年七月、イギリスと清朝政府は芝罘協定追加條項によりアヘン輸入稅の引き上げと海關による釐金稅の一括徵收で合意した。これは、アヘンの販賣權ではなく價格に課稅されることを意味したため、上海潮惠會館はインド產アヘン貿易の獨占と中國人アヘン商人の統制力を失う危險に陥り、イギリス商人には中國人商人團體の團結を崩壊させて自由貿易を實現する機會となった。

追加條項の内容が中國に傳わると、上海ではアヘン輸入稅の引き上げを見越してイギリス商社が大量のアヘンを陸揚げして租界内等に貯藏したが、潮惠會館に所屬していない中國人商人も同様の行動をとり、外國人の名義を借りて釐金を支拂うことなくアヘンを租界内に陸揚げした。これに對し、清朝中央政府は釐金を支拂わずにアヘンを共同租界に持ち込むことを「密輸」とみなし、潮惠會館に對して租界内に貯藏されたアヘンの釐金徵收を命じた。これは潮惠會館がアヘン貿易獨占を確保する最後の機會であつた。彼等は釐金局巡丁を用いた租界内での釐金課稅、アヘン沒收および「中國人密輸入」の逮捕によつて中國人商人に對する統制回復を試みた。かかる行爲は租界の外國人商人にとっては自由な商業活動及び租界の自治に對する侵害であり、外交交渉となった。結局、北京における中英交渉により、租界内の倉庫から搬出・販賣

されるアヘンには釐金が課されることになったが、清朝政府はもはや潮惠會館の貿易獨占保護を重視せず、釐金局巡丁は租界内での釐金徴収と密輸入逮捕が不可能になった。工部局警察が「中國人密輸入」を釋放した結果、「密輸入」が増大して潮惠會館のアヘン獨占は崩壊し、彼等の團結は弱まった。かくして一八八七年三月に追加條項が發効すると、潮惠會館によるアヘン貿易獨占は終わった。しかし、これはイギリス人商人が期待した「自由貿易」をもたらさず、徴税をめぐる混亂と中英アヘン商人間の不信をまねき、インド産アヘン貿易のリスクの高まりは長期的にその減少を招いた。

このように、一八八〇年代の商業紛争で決定的な役割を果たしたのは、「中國人密輸入」とされた非潮惠會館メンバーのような中國人商人であった。一方、イギリス商社は中國人商人が状況によって中國人商人團體とイギリス商社のどちらかをパトロンとして選擇していることに氣づいていなかった。もし外國人商人がこれに氣づけば、條約特権を用いて中國人商人を協力させ、中國人商人團體の團結力を崩壊させることができたのであり、それは最終的に實現した。それが第三部「中國の商人統制システムの終焉」で示される。

第三部第五章「状況の變化」では、外國人商人の條約特権を利用した中國人商人の取り込みと、清朝政府の對應を描く。一八八〇年代後半までに、中國人商人はイギリスの會社の株主有限責任制を理解してそれに引きつけられており、中國人投資家は増大した。また、一八八八年の三井物産とボイド商會(Bold & Co.)が設立した紡績工場をめぐる紛争の際に、外國人商人とイギリス

外交官は輸出子口半稅特権の中國人商人團體の團結に對する效果に氣づいた。一八八九年になると、イギリス商社は熱心に三連單を申請して内地で中國製品を購入する中國人商人に分配した。その結果、一八九〇年代初頭には外國商社と結託した中國人の商業ネットワークが浙江まで擴大し、上海絲業會館のネットワークを損なった。同様の現象が中國各地で起こり、中國人商人團體の團結が侵害されていた。これに對し、清朝政府は外國人商人による三連單取得の制限を試み、それにイギリス側は反對した。日清戰爭後になると、賠償金に悩む清朝中央政府は海關を介した子口半稅と釐金稅の確保が中國人商人の統制よりも重要になり、中國國內にある工場の製品への課税は出荷前のみに限定し、また中國人商人の三連單申請を許可した。しかし、これは地方官と有力商人團體の反發を招き、清朝政府は中國人商人社會の統制を維持する別の手段が必要となった。

そこで、清朝政府は有限責任制の無効化を圖り、惠通銀行對韋步記・何瑞堂の訴訟では、外國株式會社の中國人株主増大を防止するために、紛争惡化による双方の信用の損壊をねらった。一方、イギリス側は一九〇二年からの外交交渉で清朝中央政府に對し、中國人が非中國人の株式會社に投資する權利をもち、中國人・非中國人の株主が同様の義務と責任を負うことを認めるように要求した。清朝側は當初これに反對したが、張之洞の影響で最終的に要求を受け入れて、マッケイ條約第四條となった。この背景には、張之洞が中國人商人の資金を外國株式會社から中國の官督商辦企業に引きつけようとしていたことがある。清朝政府は何らかの方法で中國人商人の財産を保護しない限り、中國人商人團體の團結

は維持できないと気づいたのである。

第六章「中國の商人統制システムの崩壊」では清朝による商人統制の最後の試みを描く。日清戦争後、中國人商人の財産保護の重要性に気づいた張謇らは商務局の設立による工業建設を主張し、張の洞もそれを推進して各地で商務局が設立された。しかし、各地の商務局は債務者よりも商務局や債権者の財産を保護したため、商務局から融資を受けて企業を興した中國人商人の財産を破産の際に保護することができなかった。また、中國人商人の取引を釐金から守る三連單に類似した特権を付與することもできなかった。この二つの缺點により、商務局は中國人商人の團結強化に効果はなく、失敗に終わった。

商務局政策の失敗後、清朝中央政府は同郷商人團體を商會に再編して商部の監督下に置くことを企圖した。商部の目的は地方政府の中國人商人に對する統制の打破と西洋法をモデルとした商法ないし會社法導入による商人統制であった。前者のために商部は釐金局の「惡徳官吏」による釐金税徴收の際の不正行為を禁じたが、これは地方官と商人團體の依據してきた經濟原理を否定するものであり、彼等に無視された。また、商法による外國商社の條約特権の無効化も、商部が有限責任制を否定していたことにより新企業の創設獎勵に失敗して挫折した。そこで商部は輸出三連單特権の無効化のために、外國人の内地における工場・倉庫建設の防止を圖って成功した。しかし、株式有限責任制の無効化を狙って一九〇六年に發布された破産律は、清朝官僚と中國人商人の反對をうけて撤回され、商部も農工商部と郵傳部に再編された。その結果、清朝中央政府は中國人商人團體を指導・統制する能力を

喪失し、中國人商人團體は自らの努力で成員の團結を維持し、財産を保護しなければならなくなった。同年、張謇らに率いられた江蘇・浙江・福建の地主、地方官、郷紳は預備立憲公會を組織し、上海商業會議所とともに商法の起草でイニシアティブをとった。一九〇六年半ば以降、中國人ビジネスマンは王朝官僚國家に隸屬する商人ではなく、獨立したブルジョワにならざるをえず、彼等のメンバーの安結を維持するために、ナショナリズムと民主主義の重要性を知った。中國人同郷團體は完全にその性格を変えた。

「結論」で著者は、經濟史がヒト・モノ・カネの流通や社會の生産消費システムのみを扱うことを批判し、人間の心理の洞察が必要だと強調する。さらに、條約港の西洋人社會の中國に對する影響を輕視したローズ・マフィー以來のイメージを批判し、ポール・コーエンによる「中國の内發的なアブローチ」の見直しを主張する。著者は「西洋の衝擊に對する中國の反應」の概念は中國近代史を理解するのに有効であるが、この西洋の衝擊は、英語を操り、西洋の文化に親しむ「英語を話す中國人」がもたらしたとする。彼等は不平等條約特権のために外國商社と結託して自らの商業ネットワークを擴大し、一八九〇年代における中國人商人團體の崩壊を導いた。そして從來租界内に限定されていた外國人の經濟活動が下關條約とマツケイ條約によつて擴大したことにより、その動きは加速した。これに對し清朝は輸出三連單特権を無効化できたが、株式有限責任制は無効化できなかった。そこで、有力中國人商人、地主、地方官は英語を話す中國人の商業ネットワーク擴大に對抗して同郷商人團體の團結力を維持するために様々な政治活動を始め、同郷結合に代わりナショナリズムの觀念

を扇動した。ナショナリズムと中國統一の強調により、これら政治運動の指導者は外國と結びつく人々を漢奸とみなす概念を宣傳し、中國人商人が外國人に頼ることなく財産を保護可能にする制度の創造を試みた。これが二〇世紀初頭の中國のブルジョアの政治・經濟・社會活動を理解する鍵であると本書をしめくくる。

以上が、本書の内容である。本書の論旨は一貫していて極めて明快であり、リアルな紛争の描寫は讀者を魅了し、讀んでいて飽きさせない。評者の力量不足により他の追隨を許さない本書のディテール部分の魅力を十分に伝えることが出来ないことは残念である。

本書の研究史上の意義は、官僚が税の徴收の見返りに商人團體に獨占權を付與するという制度的側面を機軸にして、上海における商業紛争というミクロな事例の徹底的な検討から、一九世紀後半から二〇世紀初頭における「英語を離す中國人」の與えたる衝撃とそれによる中國人商人團體の團結力崩壞を見事に解き明かし、近代中國經濟史の研究に大きな突破口を開いたことにある。

一九八〇年代以降の日本の中國經濟史研究は、近代における工業化を中心とする經濟發展の分析ないしそれに關わる政府の經濟政策の「再評價」をめざす従来の研究に加え、所謂「アジア交易圈論」という中國ないし東アジアの傳統的な商業ネットワークなどの連續性あるいは斷絶といった流通面に關わる研究が進み、兩者が並存する形で成果を上げてきた。しかしながら、前者は「近代化」や「經濟發展」以外の側面を捉えきることができず、後者は統計資料等の存在しない時期・分野に踏み込めないまま、清末

の中國經濟史研究は行き詰まりを見せており、研究の重心は中華民國期に移っている。その結果、清末の中國人商人團體についての經濟史的分析は十分に進まないまま放置された。「アジア交易圈論」關連の諸研究においても、開港場間ネットワークの重要な構成要素である中國人商人團體の清末における具體的活動についてはほとんど解明されていなかった。また中國において近年盛んな商會に關する研究も、清末の中國人團體の團結力崩壞から商會の誕生に至るという過程は明らかにしていない。本書はこの研究の大きな空白を埋めると同時に、「近代化」・「經濟發展」や「傳統的ネットワーク」の連續・斷絶を重視する従来の研究とは別の制度史的側面から深く切り込むことで、中國の商業原理に基づく中國人商人團體の團結力の限界について明示し、研究の行き詰まりを打開した。同時に、イギリス商人の中國人商人團體との關係について從來よりも格段に具體的な考察を加えたことは、本書の大きな貢獻である。

また、「西洋の衝撃」に對する再評價も斬新である。中國の內發的發展への關心の高まり、あるいは日本における「アジア交易圈論」の勃興によつて「西洋の衝撃」が重視されなくなったのが一九八〇年代以降の中國近代史研究全體の傾向であつた。その中にある著者は朝貢體制から不平等條約體制の轉換をもたらした「西洋の衝撃」ではなく、むしろその不平等條約を積極的に利用する「英語を話す中國人」という新たな觀點から「西洋の衝撃」を再提起した。今後はこうした中國人による「西洋の衝撃」が經濟史にとどまらず重要な視點となるであろう。

このように劃期的な分析を可能にしたのは、本書の最大の特徴

の一つであるイギリス外交文書（とりわけ領事報告 FO228）や歐米商社の文書及び英文の新聞・雜誌（*The North China Herald and Supreme Court and Consular Gazette* など）を中心とする英文史料の十二分の使用と、それを中國側史料とつぎあわせたことである。これら英文史料の優位性は、一九世紀に關しては壓倒的な情報量を提供することにある。とりわけイギリス領事と道臺などの清朝地方官との交渉や商業紛争の記録は、同時代の清朝側に同レベルの史料がほとんど残されていないことから極めて貴重である。さらに重要なのは、中國の官僚・知識人にとつての常識や關心のない（ふりをしている）ことが全く書かれていない漢文文獻の限界を克服できることにある。この有用ではあるが、目録が不十分かつその多くが手書きという扱いにくい史料を大量に使用した著者の努力には敬服させられる。かかる史料の使用と、明清時代史を含む歐米・日本・中國の先行研究の幅廣い利用が、本書の大きな成果を生み出したといえる。

以上のような本書の成果をふまえて、以下では今後の中國近代經濟史研究における課題を示してみたい。まず、本書の主たる論點である中國人商人團體の團結力の問題を取り上げる。本書では當該期における政府と結びついた中國人商人團體の團結力崩壊が強調されているが、同時に著者も意識しているように、商人團體の團結力は歴史的に變化を繰り返してきた。政府が商品に對して課税できない場合や、商業活動に變動が見られて商人團體がそれを把握できなくなった場合などは商人團體の結束力は弱く、取引の獨占は困難になり、政府の商業統制も弛緩する。例えば、アヘン戦争直前期においても廣州における貿易の變動や課税するこ

とのできないアヘン貿易の發展により、牙行による海上貿易の獨占・統制や商人團體による商人統制は崩壊に瀕していた。⁽⁵⁾一方、著者も述べるように、本書で取り上げられた中國人商人團體は太平天國以降に再編されたものであり、上海の絲業會館、潮惠會館はともに開港後に擴大した利權と結びついて發展した。そして清朝の財政難及び地方財政の擴大による財政面での需要と外國人商人への對抗の必要性という政府と商人の利害が一致していたことが、一八六〇年代當時の商人團體の團結力をとりわけ強固にしていた可能性は高い。つまり、外國人商人の眼に映った「中國人商人團體の強固な團結力」なるものは、この時代特有のものであったとも考えられる。未だ十分に研究されていない五港開港期や辛亥革命後などの本書の前後の時期における商人團體の再檢討により、やや長いスパンの中にこの時期の中國人商人團體の團結力とその崩壊を位置づけることができれば、本書の議論がより有效になるとも思われる。

同様に、一九世紀末の商人團體の團結力崩壊についても検討すべき課題はある。著者は商務局の各地での設立をもって「諸都市での中國人商人の團結が崩壊したことを示す。（一一五頁）」と述べる。確かに、上海において舊來の商人團體の團結が崩壊したことは、本書からもあきらかである。しかしながら、中國各地において中國人商人團體の團結力が崩壊して外國人商人が優位になったとは一概には言えない。ここで第一に検討すべきは、條約特權の機能する範圍である。當該期において、子口半稅特權を利用した貿易（通過貿易）の擴大は地域差が大きく、東南アジアから歸國した華人らによる條約特權利用を狙ったイギリス籍登録が増大

しなかったように、條約特權の有効な範圍には限界も存在した。今後は、各地域の開港場及び租界を中心とした條約特權の有効性を各國の違いを意識しつつ説明したうえで、各開港場・租界が後背地の中國人商人團體に與えた影響の差を考察すべきだろう。第二には、一九世紀末からの流通面における變動と、中國人商人團體の關係である。本書で著者は制度面の變化を重視しているため、流通の變動が引き起こす影響についての記述は少なかった。しかし、一九世紀末から二〇世紀初頭に限れば、世界的な交易の變動が特定の商品を抱く中國人商人團體に與えた影響は、經營の多角化を進めていた外國商社よりも遙かに大きかったと思われ、無視できるものではない。この變動を経た二〇世紀初頭、外國人商人が優位に立つ地域もあれば、逆に外國人商人の活動が衰退する地域もあり、また中國人商人の優位がそのまま維持される地域もあったが、それぞれの地域の中國人商人の團結力に違いが生じた原因については十分に説明されたとは言いがたい。今後は、従来「アジア交易圈論」が扱ってきた一九世紀末からの變動が與えた影響の有無についてよりミクロな分析を行い、中國人商人團體の優位が維持される條件についても制度的側面を考慮しつつ探求すべきであろう。

また、本書が中國人商人團體と外國人商人の對立を機軸としていたのに對し、中國人商人團體相互の激しい競争とその結果についての検討も進める必要がある。例えば、本書ではインド產アヘン問題における潮汕會館のアヘン貿易獨占の崩壊と、親英商人ネットワークの擴大の限界が指摘された。一方で、同時期において潮汕會館と中國產アヘンを扱う商人の間には、擴大する中國產ア

ヘンによって深刻な對立が生じていた可能性もあるが、本書では中國產アヘンを扱う商人についての言及はなかった。英文史料からは、中國人商人團體相互の競争についての分析は困難かもしれないが、地方官と各商人團體の利害關係を含めてかかる方面の分析が進めば、「中國人商人」對「外國人商人」という構圖を離れて、中國人商人をより多面的に把握することが可能になるだろう。

次に、著者が本書第三部において強調する無限責任制の問題をみてみたい。著者は一九世紀における中國人商人の限界として合股という出資形態にともなう無限責任制の問題を重視し、事業への投資が進まない原因として、無限責任制により全財産を失う可能性があるとというリスクの高さを挙げている。一方、最近、黒田明伸氏は中國における現地通貨供給の自律性に基づく市場の分節性を背景にして、遊休資金が分散して核となる資金在庫がないことから地域工業化の資本蓄積がなされないことを提示した。中國における工業化の前提としての資本蓄積に關わるこれら制度史と貨幣史からの新しい見解相互の議論が期待される。

この點では、合股制の性格を残す華人系企業の検討が重要である。當該期における中國企業の經營分析は、企業文書の不足故に困難であるが、二〇世紀以降については中國企業以外にも、臺灣企業、東南アジア華人企業という長期的な分析が可能な對象がある。これらの企業が資本を蓄積して發展することができた背景について、制度史や貨幣史からのアプローチを意識した研究が進むことが望まれる。

最後に、本書の提示した視角からの研究の可能性についてみてみたい。まず、政府による中國人商人團體への徵稅權の賦與と獨

占という視角は上海や中國にとどまらず、様々な應用が可能である。例えば、一九世紀から二〇世紀初頭の東南アジアの植民地當局と華人商人團體との問題等⁽¹⁵⁾を考慮に入れば、東アジア・東南アジアの連動、華人世界全體の同時代の問題として考えることもできる。また、政府として清朝の代りに中華民國政府、國民黨、あるいは共產黨を想定すれば、現代に通じる問題となる。この點の検討が進めば、本書の最後に描かれた王朝官僚國家に隸屬する商人から獨立したブルジョワへの變化が、清末以降も續いていたのかどうかという問題にも解答を示すことができるだろう。

同じく、條約特權を利用する「英語を話す中國人」も廣がりをもつ問題である。條約特權ないし何らかの保護・特權を與える國としては二〇世紀以降になれば、イギリスなどの西歐諸國⁽¹⁶⁾だけではなく日本やアメリカも重要となってくるだろう。さらに、「英語を話す中國人」としては、買辦や歐米・日本への留學生などに加え、華僑・華人や中國人キリスト教徒などを想定することができ⁽¹⁷⁾る。彼らの活動とそれがもたらした影響について、検討すべき未開拓な領域は多い。

以上、相當程度、評者の狭い關心にひきつけて述べてきた。評者の能力不足故に誤解や的はずれな指摘が多いと思われるが、御寛恕願いたい。近年、著者は二〇世紀前半の研究の意義を強調し、辛亥革命期についての成果を次々と生み出している。研究が辛亥革命後に移り、一層進展していくことが期待される。併せて先述のように一九世紀史において残された課題も多い。これら課題の解決は後進の責務であると思うし、そのための重要な手掛かりを提供する本書をふまえて議論を進めていくべきだろう。

註

- (1) 國際的な中國研究における日本の中國研究の問題については『中國——社會と文化』一七、二〇〇二年所掲の高田時雄、小島毅兩氏の文章を参照。
- (2) なお本書には城山智子氏の書評がある、あわせて参照されたい。『社會經濟史學』六七—三、二〇〇一年。
- (3) 中國における商人團體に関する研究については、朱英『中國行會史研究的回顧與展望』『歷史研究』二〇〇三—二、二〇〇三年を参照。
- (4) 例えば、不平等條約特權を利用する人々とナシヨナリズムとの關係については吉澤誠一郎『愛國主義の創成——ナシヨナリズムから近代中國をみる』(岩波書店、二〇〇三年)一四頁を参照。
- (5) アヘン戦争前に牙行による廣州貿易の統制が困難になっていたことについては岡本隆司『近代中國と海關』(名古屋大學出版會、一九九九年)第二章を参照。アヘン戦争直前の牙行及び商人團體によるアヘン貿易統制の崩壊については拙稿「閩粵沿海民と清朝——一九世紀前半のアヘン貿易を中心として——」『東方學報』七五、二〇〇三年を参照。
- (6) 太平天國後の商人團體再編については以下を参照。彭澤益「十九世紀後期中國城市手工業商業行會的重建和作用」『歷史研究』一九六五—一、一九六五年、宮田道昭「清末における外國貿易品流通機構の一考察——ギルドの流通支配を中心として——」『駿臺史學』五一、一九八一年、七

六一七七頁。

- (7) 民國初期の上海における釐金の徴税請負をめぐる政府と商人團體の關係については金子肇「袁世凱政權下の釐金改革と上海の認捐制度」日本上海史研究会編『上海——重層するネットワーク』（汲古書院、二〇〇〇年）を参照。

- (8) 通過貿易は釐金の過重な揚子江流域において順調に行われたが、釐金の低い華北では盛んでなかった。佐々波智子「一九世紀末、中國に於ける開港場・内地市場間關係——漢口を事例として——」『社會經濟史學』五七・五、一九九一年、八九—九〇頁。

- (9) 拙稿「五港開港期廈門における歸國華僑」『東アジア近代史』三、二〇〇〇年。

- (10) 廈門においては外國商人の取扱商品の貿易衰退が、外國人商人の活動衰退を招いた。Great Britain Foreign Office, *Annual Series No. 4332, Diplomatic and Consular Reports, China 1908*, Amoy p. 5. また、營口における中國人商人の優勢は二〇世紀に入っても續いた。小瀬一「一九世紀末中國開港場間流通の構造——營口を中心として——」『社會經濟史學』五四・五、一九八九年。

- (11) 一九世紀後半に中國國產アヘンの輸入代替が進行した。林滿紅「清末本國鴉片之替代進口鴉片（一八五八—一九〇六）——近代中國「進口替代」個案研究之一——」『中央研究院近代史研究所集刊』九、一九八〇年、杉原薫「アジア間貿易の形成と構造」（ミネルヴァ書房、一九九六年）第二章。

- (12) 無限責任制の問題については、下記の論文で明示されている。本野英一「イギリス向け紅茶輸出貿易の衰退と中國商人「團結力」の限界——福州での紛争、論争を中心に——」『東洋學報』七七・一・二、一九九五年。

- (13) 黒田明伸「貨幣システムの世界史——（非對稱性）をよむ」(岩波書店、二〇〇三年) 第六章。

- (14) 臺灣においては日本植民地時代に淵源をもつ企業グループ等の研究が進みつつある。謝國興「臺南幫——一個臺灣本土企業集團的興起」（遠流、一九九九年）。

- (15) シンガポールにおいて植民地當局は二〇世紀初頭にいたるまで、中國人シンジケートにアヘン税の徴收を請け負わせつた。Carl A. Trocki, *Opium and Empire: Chinese Society in Colonial Singapore, 1800-1910*, Ithaca and London: Cornell University Press, 1990.

- (16) 近年の研究は、臺灣人が臺灣籍民の地位を利用して有利に經濟活動を進めていた事例を示す。林滿紅「印尼華商、臺商與日本政府之間——臺茶東南亞貿易網絡的拓展（一八九五—一九一九）」湯熙勇主編『中國海洋發展史論文集』第七輯（中央研究院中山人文社會科學研究所、一九九九年）。

- (17) この點に關わる著者の問題意識については、本野英一「アジア經濟史研究者からの三つの質問」川勝平太編『グローバル・ヒストリーに向けて』（藤原書店、二〇〇二年）七四—七五頁を参照。

- (18) 教會・宣教師が中國に與えた影響についての研究は義和

團關連を含めて盛んであるが、その中でエリート階層としての中國人プロテスタントに注目したものには Ryan Dunch, *Fuzhou Protestants and the Making of a Modern China 1857-1927*, New Haven & London: Yale University Press, 2001. がある（本書に引用したのは『東洋史研究』六二—の高嶋航氏の紹介を参照。）

（19） 本野英一「辛亥革命期上海の信用構造維持問題——一九

一〇年『ゴム株式恐慌』を中心に——」『近きにありて』三九、二〇〇一、同「辛亥革命期上海の中英債權債務處理紛争——一九一〇年『ゴム株式恐慌』後の民事訴訟事例分析——」『東洋史研究』六〇—六二、二〇〇一年。

London: Macmillan Press,
2000, xiii+229pp.